

※水色と黄色のセルは回答必須。薄緑色セルは任意。申請書の段階から項目3に変更があった場合、直接入力の上書きして下さい。

(一財)全国地域情報化推進協会 御中

報告日 2021年7月20日

派遣決定番号

地域情報化アドバイザー制度活用報告書(1日目)

地域情報化アドバイザー制度の活用実績について、下記のとおり報告します。

記

1. 申請団体情報

1-1. 申請団体

団体名	小千谷市役所	代表者名	大塚昇一
担当者部署	総務課ICT推進室	連絡先電話番号	0258-83-3506
担当者役職	室長	担当者氏名	大淵和美
住所	9478501 新潟県小千谷市城内2-7-5		

1-2. 推薦団体(「区分」が「協議会」または「NPO・商工会・大学等」の場合のみ入力)

2. 派遣アドバイザーに対する評価と要望

支援を受けたアドバイザーに対する評価をお願いします。

アドバイザー	水町 雅子
評価	大変よい
上記評価の理由(どのようなところがよかったか等詳細に)	1.条例改廃や運用に向けて、どのように講習を進めるのがよいか提案をいただいた。 2.今後条例改廃や運用に必要な資料を、打ち合わせをしながら作成する提案いただいた。
アドバイザーへの要望事項	なし

3. 地域情報化アドバイザー派遣実績

	派遣日	開始時刻	終了時刻	内休憩時間(分)	活動時間(分)
3-1. 活動	2021年7月20日	9時30分	11時30分		120
	派遣形態	支援・助言(オンライン)			

4. 報告書に関するAPPLICホームページへの掲載許可

掲載許可	<input checked="" type="checkbox"/> 掲載可
------	---

5. 依頼内容及び支援を受けたことによる成果・効果

5-1. 支援を受けた対象者	属性(職員、一般、企業等)について【自由記述】 職員	人数 1人
5-2. 支援を受けるにあたって目指した成果と実勢に支援を受けたことで改善又は解決した成果・効果		
事業の課題・問題点(具体的にご記入下さい)	1.個人情報保護法の改正に伴う条例改廃方針が未定 2.R5改正個人情報保護法の規定と市条例の相違内容が把握できていない 3.個人番号を用いた独自利用を規定した条例の内容について、規定が適法か確認が必要	
支援により目指す成果(具体的にご記入下さい)	1.個人情報保護条例などの改正方針の決定 2.R5改正個人情報保護法の規定と市条例の相違内容の把握と今後の運用方針の予定作成 3.個人番号を用いた独自利用を規定した条例の確認	
アドバイザーに支援を受けた内容(具体的にご記入下さい)	1.改正法について講義継続中。基本市条例は廃止し、手数料に関する規定を新たに定める。議会については個人情報保護条例の制定が必要。 市条例によらず、要綱により情報開示している件については、個人情報保護委員会へ照会するよう助言。 2.講義継続中。個別具体的に法と条例を突合中。 3.個人番号を用いた独自利用を規定した条例に誤りがないことを確認。	
支援を受け改善又は解決された内容(具体的にご記入下さい)	1.市条例は廃止し、手数料に関する規定を新たに定める。議会については個人情報保護条例の制定を予定。 要綱により情報開示している事務については、個人情報保護委員会へ照会する。 2.未解決 3.個人番号を用いた独自利用を規定した条例に誤りがないことを確認した。	
具体的な成果物	最も当てはまるものをリストより選択下さい。	⑥途中段階であり、具体的な成果物はできていない
改善又は解決されなかった内容持ち越しとなった内容(具体的にご記入ください)	1.(前段)改正法について講義継続中。 (後段)市条例によらず、要綱により情報開示している件については、個人情報保護委員会へ照会するよう助言。 2.講義継続中。個別具体的に法と条例を突合中。	
アンケートの内容と分析結果	講演・セミナー又は個別の事業支援の実施にあたりアンケートを行った場合は、その内容と分析結果についてご記入下さい。(EXCELやPDFでの分析結果を添付されても結構です。) アンケートを行わなかった場合はその理由をご記入下さい。 アンケート不要の案件のため、アンケートは実施していない。	
5-3. 今後の計画	最も当てはまるものをリストより選択下さい	④予算以外で、今後取組む事項がある
事業の最終的な目指す姿	「支援により目指す成果」のとおり	

6. 地域情報化アドバイザー支援の様子

今回の派遣における地域情報化アドバイザーの支援の様子がわかる「写真（JPEG）」を次ページに数枚程度貼り付けて下さい。

2. 令和3年改正法の骨子

施行スケジュール

- 法施行：**令和5年春**
- 政令・規則・ガイドライン等の公表：**令和4年春**
- 施行までの間、個人情報保護委員会は、改正後の制度の考え方や関連規定の素案を提示するとともに、総務省の協力を得て、地方公共団体からの意見・質問を聴取する。
- また、地方公共団体におかれては、条例・内規等の改廃・整備等を行っていただく。

0:15:42 1:29:24

冒頭、当市からの質問への回答部分は録画しなかったため、この時間になっています。

目的外利用・目的外提供の違い

新しいルールでは、以下のものしか、目的外利用・目的外提供ができません。

- ・法令に基づく場合
- ・同意
- ・
- ・

具体的な規定は以下の通りです。

(利用及び提供の制限)
第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために

zoom_0

1:39:36 0:05:30